

グループホーム風の丘たかき 重要事項説明書

1. 事業主体概要

法人名	有限会社 和敬会 (ゆうげんがいしゃ わけいかい)
本社所在地	長崎県諫早市高来町黒崎79番地3
役職・代表者名	取締役 徳益 広明

2. 事業所概要

事業所名	グループホーム風の丘たかき
事業所番号	4290400482
サービスの種類	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (介護予防) 短期利用認知症対応型共同生活介護
事業所の所在地	長崎県諫早市高来町黒崎79番地3
電話・ファックス	0957-51-6055 ・ 0957-51-0454
運営理念 (事業所理念)	すべての人の笑顔と happy の実現を目指します
運営方針	<p>わたしたちは、私たちが日々ご支援するご高齢者そして自分自身が、またご家族や同僚のスタッフが、健康でなにげない一日を送ることができることに常に感謝することを忘れません。</p> <p>わたしたちは、私たちの笑顔や声掛けのひとつひとつが、その対価をいただいている大切な責任のあるサービスであることを常に忘れません。</p> <p>わたしたちは、私たちの日々ご支援するご高齢者と、それぞれの人生の大切な時間を共有しています。その時間を価値ある時間にするために、ご高齢者自身が「したいと思うこと」、「関心を持つこと」などの実現にむけて活動し、ご高齢者のみなさんが心からの喜びと生きていることを感じていただくことが、人生の最終段階のご高齢者の方々の人生に、少しでも彩を与えることにつながることを常に忘れません。</p> <p>たしたちは、私たちが提供する介護サービスだけでなく、日常のちょっとした生活の支援それぞれに目的があり、そして意味があることを常に忘れません。</p> <p>わたしたちは、ご高齢者や障害をもつ方々の支援をさせていた</p>

	<p>だき、その皆さんからいただく笑顔や感謝の言葉を直接感じることができることの幸せを常に忘れません。そんな幸せな仕事であることを自分の家族、子供、友人に伝えていく役割を担っていることを常に忘れません。</p>
スタッフ教育方針	<p>①人の「喜び」、「痛み」、「悲しみ」、「苦しみ」を、「我がこと」のように共感できる教育を行います。</p> <p>②一瞬の「笑顔」を引き出すために全力を尽くせるよう教育を行います。</p> <p>③ちょっとした笑顔や感謝の言葉を「素直」に受け止め、それに喜びを感じられるよう教育を行います。</p> <p>④ご高齢者の人生の時間に「さりげなく寄り添い」、その「時間を共有することに喜び」を感じられるよう教育を行います。</p> <p>⑤介護スキルだけでなく医療、福祉、看取りなど「様々なことに関心」を持てるよう教育を行います。</p> <p>⑥常に頭に汗をかきながら考え続け、企業のただの「歯車にならない」よう教育を行います。</p> <p>⑦国の様々な施策に関心を持ち、情報を収集し「新たな事業を創出」できるよう教育を行います。</p>
交通	JR 長崎本線 湯江駅より徒歩10分
敷地概要	延床面積：(1階楓) 235.05㎡、(2階紅葉) 205.96㎡合計 441.01㎡
建物概要	木造2階建EVあり(2ユニット、定員18名) 1ユニット9部屋(全室個室・洗面・冷暖房設置)
居室概要	1室：9.660㎡～10.625㎡(6畳～6.5畳)
防火設備	自動通報システム、スプリンクラー、消火器、誘導灯等設置

3. 職員体制の概要

<p>管理者 (常勤1名)</p>	<p>1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。</p>
-----------------------	--

計画作成担当者 常勤若しくは非常勤 1名以上	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。
介護従事者 4名以上	1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。

4. 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成		1 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 4 計画作成後においても、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事		1 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 2 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 3 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 4 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。 2 寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴を提供します。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。

	離床・着替え・整容等	<ol style="list-style-type: none"> 1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、定期的に週〇回行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		<ol style="list-style-type: none"> 1 医師による診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。
その他		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

5. ご利用料金

要介護区分	居室料	食費	水道光熱費	介護保険 1割負担金 (30日)	利用料合計
要支援2				27,953円	90,953円
要介護1				28,095円	91,095円
要介護2	1日：1,000円 30,000円	1日1,000円 30,000円	1日100円 3,000円	29,332円	92,332円
要介護3	(30日)	(30日)	(30日)	30,180円	93,180円
要介護4				30,745円	93,745円
要介護5				31,346円	94,346円

【短期利用認知症対応型共同生活介護】

要介護区分	居室料	食費	水道光熱費	介護保険 1割負担金 (1日)	利用料合計
要支援2				777円	2,887円
要介護1				781円	2,881円
要介護2	1日：1,000円	1日1,000円	1日：100円	817円	2,917円
要介護3				841円	2,941円
要介護4				858円	2,958円
要介護5				874円	2,974円

※1ヶ月(30日)として金額を算出しています。

「1割本人負担額」には以下の各種加算を加えた金額となります。

※医療連携加算Ⅰ及びⅡ、協力医療機関連携加算、処遇改善加算Ⅱ(令和7年9月以降算定)

※別途、入居時30日は「初期加算」900円、「入院時費用加算」1,476円(入院から6日間のみ)必要に応じて「看取り介護加算」がかかります。

※利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合であって、退院後再び当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保している場合に、1月に6日を限度として1日246単位(利用料2,460円、1割負担：246円を算定します。

6. 料金の支払い方法と支払期限

料金の支払い方法	持参して現金でお支払いいただくか、下記の口座に振り込んでお支払いください。 【お振込口座情報】 長崎銀行 諫早支店 普通 2106831 ユ) ワケイカイ
お支払い期限	毎月10日までにご請求書を送付、20日までに前月分を支払

7. 入退居に当たっての留意事項

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

8. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ② 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

9・業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

6. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

協力医療機関	〒859-0127 長崎県諫早市高来町町名 49-3 吉岡医院 電話 0957-32-2081
協力歯科医療機関	〒854-0006 長崎県諫早市天満町 3-8 ヒカリデンタルクリニック 電話 0957-23-3003

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

損害賠償 責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
	補償の概要	対人・対物・管理財物・使用不能・人格権侵害・経済的損害・ 事故対応費用・対人見舞費用を含む基本契約

12. 苦情・相談窓口

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための担当者を設置します。

苦情受付担当者	事業所管理者	電話 0957-51-6055
苦情解決責任者	法人代表者	電話 0957-32-6022
諫早市役所介護保険課	電話 0957-25-1500	
長崎県国民健康保険 団体連合会	電話 095-826-7291	
長崎県社会福祉協議会 運営適正化委員会	電話 095-846-8600	

13. 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（有料老人ホームひまわり生活相談員：平野靖和）

- ② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 9月・3月）

14. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提
--------------------------	---

	<p>供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

<p>虐待防止に関する担当者</p>	<p>計画作成担当者</p>
--------------------	----------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること

に留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りま
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りま
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

17. 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の東部地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

18 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

- ③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

本書面に基づく重要事項の説明を受けたことを確認致します。

令和 年 月 日

【ご利用者】

ご住所 _____

ご氏名 _____ (印)

【身元引受人】

ご住所 _____

ご氏名 _____ (印)

【事業者】

長崎県諫早市高来町黒崎79番地3
有限会社 和敬会 グループホーム風の丘たかき
取締役 徳益 広明 (印)

※説明者氏名 _____ (印)